

③ 研修

① 在宅・オンラインでの研修も可能ですか？

⇒ハイ！オンラインやZOOMなどを活用し自宅から研修に参加してもらつことでも対象となります。

【対象となる教育訓練のまとめ】

研修内容 学習形態	自社カリキュラムに 基づく教育研修（商 品知識向上研修）	職業人として共通して 必要となる訓練 （マナー・ハラスメント・ メンタルヘルス研修等）	過去に行つた 教育訓練	職業能力の向上にかかる研修 （生産性向上研修・営業力向 上研修）
通常どおり	×	●	●	◎
自宅等で行つもの （自習、片方向含む）	●	●	●	●

※従来から認められているもの：◎、緊急対応期間中認められるもの：●、認められないもの：×

雇 用 契 約 書 (就業規則のない会社 記載例)

平成 年 月 日

●●● 殿

△△株式会社

大阪府中央区●●町1-1-1

代表取締役 ●●●

契約期間	雇用期間の定めなし		
就業の場所	大阪本社	従事すべき 業務の内容	経理事務
始業、就業の時刻 及び休憩時間	始業 (9時00分) 終業 (18時00分) 休憩時間 (12時00分～13時00分 60分間)		
所定外労働時間の 有無	所定時間外労働の有無 (有 月 20 時間程度)		
休日	土・日・祝		
休暇	1. 年次有給休暇 6ヶ月以上継続勤務した場合→ 10 日 2. その他の休暇 (夏期休暇・年末年始休暇)		
賃金	1. 基本給 月 給 (200,000 円) 2. 諸手当 皆勤手当 (10,000 円) 通勤手当 (一箇月の定期代 全額) 3. 賃金締切日 毎月10日 4. 賃金支払日 毎月25日 (休日にあたるときは翌営業日に支払う) 5. 賃金支払い方法 従業員の指定する銀行口座に振り込む 6. 賞与の支給 有 (7月と12月) 7. 退職金の支給 無		
退職に関する事項	1. 定年 65歳 2. 自己都合退職の手続き 退職する 30日前に届け出ること 3. 解雇の事由 1) 心身の故障により業務に耐えられないとき 2) 勤務成績、職務遂行能力または能率が著しく不良で、改善の見込みがなく、従業員としてふさわしくないと認められたとき 3) 極めて軽微なものを除き、職場内における盗取、横領、傷害等刑法犯に該当する行為があったとき 4) 会社の休廃止または縮小その他事業の運営上やむを得ない事情により、従業員の削減が必要となったとき		
社会保険	厚生年金	健康保険	雇用保険 労災保険

● この契約書に記載されていない内容についてはその都度協議を行う。

上記契約内容に同意します。

平成 年 月 日

従業員住所

従業員印

印

雇用調整助成金の生産指標が比較しやすくなりました！

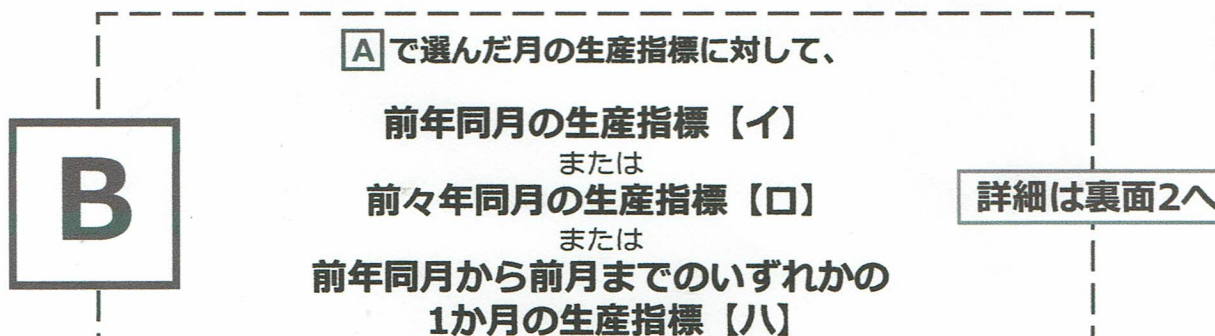
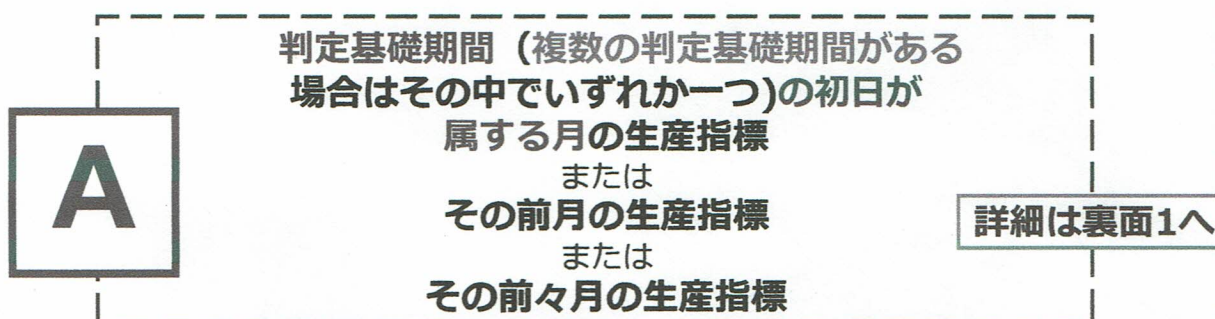
生産指標とは

生産量（額）、販売量、売上高、顧客数、仕入れ量（額）など、雇用量の変動と相関関係が高い値を生産指標といいます。

添付書類として、比較した月の生産指標が分かるもの（例：売上簿やレジの月次集計等（売上高の場合））を提出する必要があります。

生産指標の比較方法

次の二つの生産指標によって比較します。



A と **B** を比較し、**A** が5%（※）以上減少していれば要件を満たします。

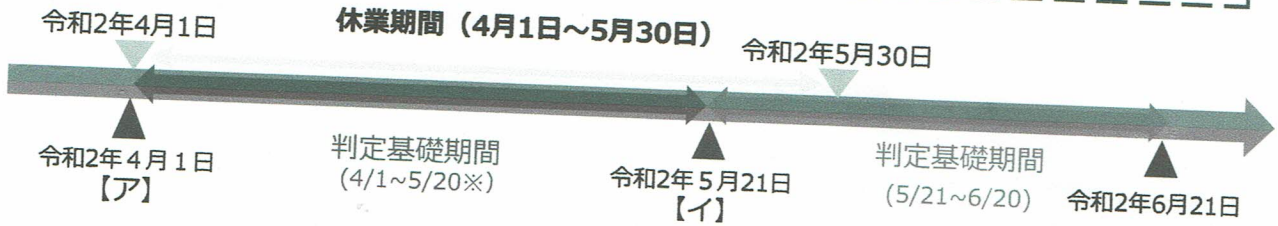
（※）休業等の初日が令和2年3月31日以前の場合は10%

判定基礎期間とは

雇用調整助成金を受給する場合、休業等を実施した期間を賃金締切期間や暦月で区切った1か月ごとに申請を行います。この、**休業等を実施した期間を区切った1か月を判定基礎期間**といいます。（支給申請書の判定基礎期間には賃金締切期間を記載すれば問題ありません。）

1 **A**の選び方（休業等の初日が4月1日以降の場合の具体例）

- 休業等実施期間：4月1日～5月30日
- 判定基礎期間（賃金締切期間）：毎月21日～20日（賃金締切日20日）
- 2つの判定基礎期間がある場合



※賃金締切期間 (3/21～4/20) の途中から休業を開始する (4/1) 場合、判定基礎期間を「賃金締切期間内の休業開始日以後の期間 (4/1～4/20) とその後1か月間 (4/21～5/20) を通算した期間 (4/1～5/20)」とすることができます。

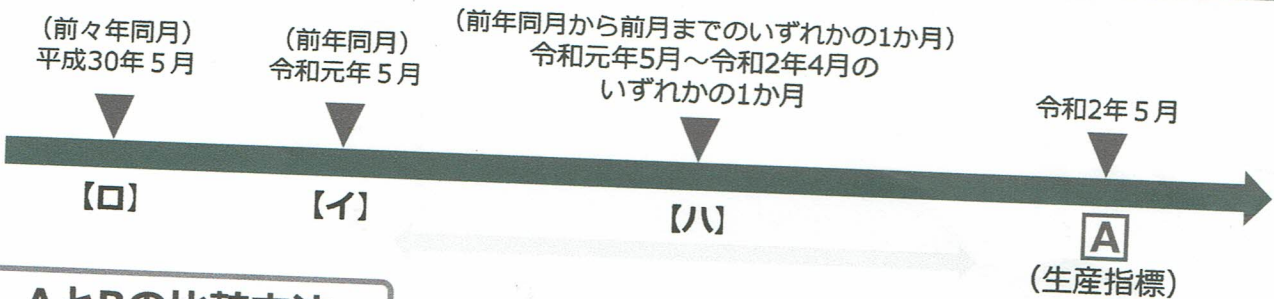
今回申請する判定基礎期間の初日ア～イの中から1つ選ぶ

アを選ぶ場合：**A**は2月～4月のいずれかの月の生産指標

イを選ぶ場合：**A**は3月～5月のいずれかの月の生産指標

【**A**は2月～5月の生産指標から選べる】


2 **B**の選び方（**A**で5月の生産指標を選んだ場合の具体例）



AとBの比較方法

Aと【イ】(前年同月)または【ロ】(前々年同月)【ハ】(前年同月から前月までのいずれかの1か月)の生産指標を比較
(**A**が5%以上減少していれば要件を満たします。減少していない場合は支給できません。)

ご不明な点は、最寄りの都道府県及びハローワークまでお問い合わせください。

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL020611企01